ひろせＮＥＷＳ

平成３０年１１月７日

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

民法改正による相続税への影響

平成３０年7月６日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が参議院で可決成立しました。
改正が予定されている内容で相続税関連で主なものは以下の通りです。

１．配偶者居住権の創設
　配偶者が居住用不動産を相続する場合、土地建物の評価ではなく、配偶者居住権の価額で評価することになります。

２．遺産分割の見直し
　婚姻期間が２０年以上の夫婦の一方が居住用不動産を他方へ遺贈、贈与した場合、その部分については特別受益の金額に加えなくても良いように変わります（持戻し免除の意思表示の推定規定）

３．遺言制度の見直し
　財産目録については自筆でなくてもよくなります。また、自筆証書遺言について、法務局での保管制度が創設されます。

４．遺留分制度の見直し
　遺留分侵害額の請求が原則的に金銭で行うことになります。

〇いつから変わる？
自筆証書遺言の方式緩和については平成３１年1月１３日から。その他の改正については平成３２年（２０２０年）7月6日までに変わる予定です。

〇今後の動向
自筆証書遺言の要件が緩和されること、法務局による保管制度が創設されることで自筆証書遺言が作成される機会が多くなると予想されます。
相続税のことを考えずに遺言を作成してしまうと、思わぬトラブルを招いてしまう可能性があります。

遺言の作成を検討される方は、一度税金の視点からも専門家へ相談することをおすすめします。

また、配偶者居住権の創設により、遺産分割のパターンがより複雑化します。
誰がどの財産をいくら相続するのか、といった点が相続税の多寡に関連します。

今回の改正も含めて相続税の詳細についてお知りになりたい方は担当者へお気軽にご相談ください。
専門のスタッフが対応致します。

経営支援部第3課　資産税グループ　マネージャー　中屋拓実